

桜美林大学校友会会費規約（2018年7月19日制定）

（目的）

第1条 この規約は、桜美林大学校友会会則第6条の規定に基づく会費及び納入について必要な事項を定める。

（会費の有効期間）

第2条 正会員、賛助会員（個人／法人）による年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

2 終身会員による終身会費の有効期間は終身とする。

（会費の額）

第3条 会費の額は以下に定める通りとする。

正会員： 4,000円／年間

賛助会員： 個人 4,000円／年間、法人 30,000円／年間

終身会員： 50,000円／終身

（会費の納入）

第4条 本会員は所定の会費を納入するものとする。

2 正会員、賛助会員の年会費については年度の途中で退会した場合であっても、当該年度の年会費は返還しないものとする。

3 正会員、賛助会員については年度の途中から会員になった場合であっても、当該年度の会費を支払うものとし、有効期間までの残月数での月割りはしないものとする。

（委任）

第5条 この規約に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は会長が定める。

（改正）

第6条 この規約の改正は幹事会の議決によって行われる。

2 改正した場合は、評議員会に報告するものとする。

附 則

1 この規約は、2018年12月22日から施行する。